

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表 (05-45)  
令和5年10月19日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 古畑善美

賃金指導官 嶋田正浩

(代表電話) 026(223)0555

## 長野県はん用機械器具等最低賃金 「時間額994円」を答申 ～過去最大38円の引上げ～

- 1 長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢)は、長野労働局長(久富康生)に対し、本日、現行の長野県はん用機械器具等最低賃金、時間額956円を38円引上げ、994円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 今後、長野労働局において、この答申を踏まえ、はん用機械器具等最低賃金を改正することとしており、本年12月20日に発効する見込みです。
- 3 長野労働局としては、改正後のはん用機械器具等最低賃金の周知と併せて、最低賃金及び賃金の引上げに係る各種支援策についても、広く周知を行うなど、引き続き、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

### 業務改善助成金(通常コース)

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kakushu\\_joseikin/\\_119870.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/_119870.html)

### 【答申までのポイント】

- 1 令和5年8月23日に長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢)に改正諮問。
- 2 長野県はん用機械器具等最低賃金専門部会で、9月28日、10月12日、19日と集中金額審議し、全会一致により、10月19日に答申となる。

(参考) 長野県はん用機械器具等最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	903円	905円	927円	956円	994円
対前年度引上げ額	20円	2円	22円	29円	38円
対前年度引上げ率	2.27%	0.22%	2.43%	3.13%	3.97%

(注) 長野県はん用機械器具等最低賃金は「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」のことをいいます。